農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

富山県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 県下全域

(1) 現況

本県は、豊かな水や自然環境に恵まれ、8割を超えるほ場整備率を背景に営農組織や農業法人等の担い手への農地の集積が進み、水稲を中心とした大規模な水田農業経営が展開されるとともに、水田のフル活用に向けた、大豆や大麦、園芸作物等の栽培による経営の複合化に取り組まれている。このため、農業用排水路や農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担を軽減するための地域ぐるみの取組が必要となっている。

一方、県土の7割を占める中山間地域では、平地に比べて農業生産条件が不利であることや、少子高齢化、過疎化の進行による担い手不足などから、集落機能の低下や耕作放棄地の増加が危惧されるほか、野生鳥獣による農作物被害への対応などの課題も顕在化している。

また、農業の有する環境保全効果や安全な農産物等への関心の高まりを受け、より一層、環境負荷を軽減する生産方式の導入が求められていることから、『とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン』に基づき、環境にやさしい農業生産活動の推進を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本県では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、農業者等が共同で取り組む農業生産活動や農地・水路などの保全活動及び、環境と調和した農業生産方式の導入を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、 農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域 の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種

の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を 適切に含めるものとする。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき 区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されるよう、市町村の促進計画 において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域(以下「重点区域」という。)は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者と県との協議・調整を進めるものとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定するものとする。

2 促進計画の目標について

目標年次については、事業計画の期間を踏まえ、原則として、今後5年程度を 見通した目標として設定するものとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を 記載するものとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定するものとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項 法第3条第3項各号の事業の推進にあたり、法第3条第3項第1号の事業の普 及等を推進する推進組織等への参画を定める場合について、当該市町村は必要な 事項を記載するものとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価 法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うため、県は第三者委員会を設置する。

2 県内における推進体制の整備

農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業の取組の効果的な促進を 図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や 営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行わ れることが必要である。

このため、県、市町村、農業団体等の関係機関・団体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことができるよう推進体制を整備するものとする。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、 地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであること から、県は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催が行われるよう、 その連携の推進に努めるものとする。